

寄附をする個人の方へ



個人住民税の寄附金控除について

「都道府県・市区町村」「住所地の都道府県共同募金会」「住所地の日本赤十字社支部」に対する寄附金及び所得税法で寄附金控除が認められている寄附金のうち自治体が条例で指定した寄附金は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となることから、静岡県では、下記のとおり個人県民税の寄附金控除の対象を指定しています。

これにより、該当する法人等に寄附をした個人の方で寄附をした年の翌年の1月1日現在静岡県内に住所を有する方は、所得税の確定申告を行えば、所得税及び個人県民税の寄附金控除の適用を受けられます。

静岡県が条例で定める寄附金

静岡県では、所得税法で寄附金控除が認められている寄附金のうち、個人県民税の寄附金控除の対象として次のものを指定しています。

区 分	条 件*
財務大臣が指定した寄附金 (国立大学法人、公立大学法人等への寄附金)	静岡県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金に限る
独立行政法人への寄附金	静岡県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金に限る
一定の地方独立行政法人への寄附金	
自動車安全運転センター等への寄附金	
公益社団法人、公益財団法人への寄附金 (特定公益増進法人の認定を受けた特例民法法人を含む)	
特定公益増進法人の証明を受けた学校法人、準学校法人への寄附金(学校の入学に関して支出した寄附金は除く)	
社会福祉法人への寄附金	
更生保護法人への寄附金	
認定NPO法人への寄附金 特例認定NPO法人への寄附金	
特定公益信託の信託財産とするための支出	

※全ての区分において当該法人等の主たる目的である業務に関連する事業に充てられる寄附金であることが必要です。

控除額

控除額＝(寄附金額－2,000円)×4% (政令市にお住まいの方は2%注記参照)

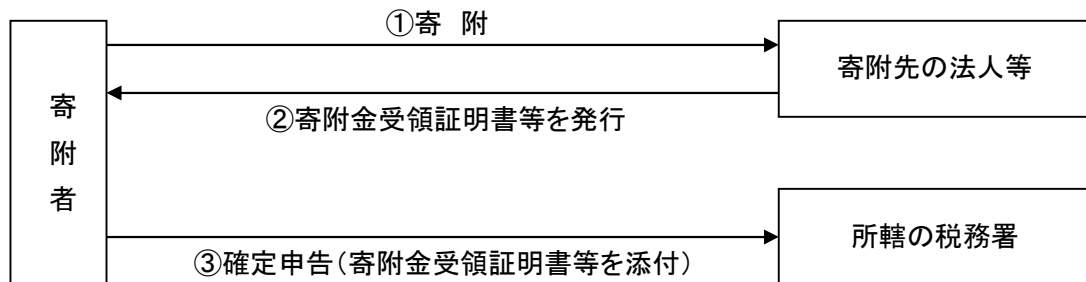
- ※ 寄附をした翌年の個人県民税から控除されます。
- ※ 控除の対象となる寄附金額は総所得金額等の30%が限度です。
- ※ 住所地の市町が条例により指定した寄附金の場合は、同様に6% (政令市にお住まいの方は8%) を乗じた額が寄附をした翌年の個人市町村民税から控除されます。
- ※ 寄附金を支払った年の12月31日までに寄附者が静岡県外に転居した場合、転居先の都道府県において寄附先の法人等に対する寄附金が条例指定されていなければ、県民税の寄附金税額控除の適用は受けられません。反対に、寄附時点の住所地の都道府県が静岡県指定の寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年の12月31日までに静岡県内に転居した場合は、県民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

(注) 「ふるさと納税寄附金」は別途特例控除があります。

(注) 平成29年度の地方税法改正により、政令市に住所を有する方の個人住民税所得割の税率は、県民税は2%、市民税は8%となっています。(政令市以外は県民税4%、市民税6%のままです。)

控除の手続き

寄附金控除を受けるためには、1月1日から12月31日までの寄附について、翌年の3月15日までに最寄りの税務署で確定申告を行う必要があります。このとき、寄附先から受け取った寄附金受領証明書等を申告書に添付することが必要です。



- ※ 所得税の電子申告(e-Tax)を利用する場合、寄附金受領証明書等の添付を省略することができます。
- ※ サラリーマン又は年金所得者で住民税の税額控除だけを受けようとする場合には、確定申告を市町に対する簡易な申告に代えることも可能です。ただし、この場合は所得税の控除は受けられませんのでご注意ください。

個人情報取り扱い

市町が寄附金控除事務を円滑に実施するため、寄附者のご住所、お名前等は法人を通じて住所地の市町に提供されます。この情報は寄附金控除事務以外には使用されません。

お問い合わせ

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県 税務課 企画管理班
 電話番号:054-221-2974 F A X:054-221-3361 E-mail:zeimu@pref.shizuoka.lg.jp

確定申告に係る寄附金控除の記載例

寄附金を支出した方が税務署へ確定申告をする際、給与所得者等が提出する「確定申告書A」の記載例です。自営業者の方等、毎年確定申告をされている方には税務署より「確定申告書B」が送付されますので、そちらをご利用ください。

記載の方法等の詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

○申告書の書き方

<第一表>

- 所得税法の規定によって計算した金額を⑳欄に転記します。

額	寄 附 金 控 除	⑳				3	0	0	0	0
---	-----------	---	--	--	--	---	---	---	---	---

<第二表>

- 「寄附金控除に関する事項(㉔)」欄に、寄附先の名称等を記入し、受領証(領収書)の合計金額を転記します。

寄 附 先 の 名 称 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校法人〇〇学園 (△△市■町1-1) ・ 静岡県 ・ 日本赤十字社静岡県支部 	寄 附 金	円 35, 000
------------------	---	-------	--------------

- 「住民税に関する事項」欄に、該当事項を記入します。

自治体への寄附 (ふるさと納税) 金額	住所地の共同募金会、 日赤支部への寄附金額		
都道府県、市区町村 への寄付 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
円 10,000	円 5,000	円 20,000	円 20,000
	県から条例で指定された 法人等への寄附金額		市町から条例で指定された 法人等への寄附金額

○添付書類

- 寄附した法人等から交付された寄附金の受領証明書(領収書)
- 学校法人や特定の公益法人への寄附の場合は、その法人が特定公益増進法人である旨の証明書または認定証の写し